

〈論説〉

南京1945年8～9月 — 支那派遣軍から総連絡班へ —

三好 章

はじめに

1945年8月15日⁽¹⁾、日本国内では「玉音放送」によってポツダム宣言受諾が国民の前に公言され、国内での戦闘行動にはひとまず終止符が打たれた。しかし、その時の東アジアの状況は、現在の中国の範囲内に限ってみただけでも、おかれた環境は各地域ごとに大きく異なっていた。「終戦」当時、日本は陸軍だけで総計547万人の兵力を各地に配しており、ここでとりあげる支那派遣軍のみでも105万6000人に上っていた⁽²⁾。これは、長城線以南の中国本土において、ほぼ完全な武器装備とともに、後述するように、敗れたという意識を持たずに存在していた将兵の総数であった。

本稿では、そうした支那派遣軍がいかにして「総連絡班」⁽³⁾と称される復員の為の組織となって戦後を迎え、復員事業を行うようになったのかを考察する。

戦争終結後、すぐさま問題となるのは、復員を実行する組織として何がその中心的役割を担うのかと云うことであった。ポツダム宣言でも、その第9項目において「日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ」とあるように、早急な復員と引揚げは文字通り急務であった。

(1) 日本では一般に「玉音放送」として知られる昭和天皇の肉声が、全国民に戦争の終結を報せるものであった。もちろん、実際の海外への受諾公表は8月14日であり、日本国内での降伏文書への調印は、9月2日、米戦艦ミズーリ号甲板上であり、中国での支那派遣軍の降伏文書への調印は、本文中でもあげるが、9月9日、南京に於いてであった。

(2) 厚生省援護局『引揚げと援護30年の歩み』昭和53年4月、45～46頁。これらの内、日本本土に238万8000人、満洲に関東軍として66万4000人、中部太平洋を含む南方に南方軍として74万4000人などが駐屯していた。なお、本書は、本稿でも依拠している厚生省援護局『引揚げと援護の歩み30年』の元になった報告書であり、このあと、『続』『続々』と計3冊が刊行されている。日本独立前の記録として貴重である。

(3) 正式名称は本文中に指摘したとおりであり、そうなる略称は「総連絡部」となる。しかし、将兵の大部分が復員した後もその事後処理に当たった時には「南京総連絡班」と称しており、その名称で最終的に帰国している。よって、本稿では「総連絡班」とする。

中国本土において復員の役割を担ったのは、支那派遣軍総司令部がそのままスライドした「中国戦区日本官兵善後総連絡部」であった。これについて、加藤陽子氏は「軍の機構がそのまま引揚の機構となる点については、意外な感じもする」⁽⁴⁾とする。氏の感想であろうが、復員が動員の逆方向の作業であることを考えれば、各地から動員されてきた将兵で組織された支那派遣軍が、それぞれの将兵を動員元へ復員させる実行組織となることは、当然すぎる程自明の選択である。それ以外の選択は、ありえない。105万人にも上る大量の将兵を組織的且つ平穩裡に武装解除し、その後秩序立てて無事に本国に送り返さねばならない時、動員に用いた組織を用いずして他に有効なやり方が存在しうるのであるだろうか。くどいようだが、「動員」を行った「軍の機構」以外に、「復員」を実行しうる組織は存在しない。105万人余の武装将兵が指揮系統を喪失し、無秩序に中国大陸を放浪するような事態を考えれば、その一般の中国社会に対する危険性の大きさは、容易に想像がつこう。実際、敗戦後4年もの間山西に残留し、閻錫山と共産党との内戦にかかわった日本軍将兵のことを想起すれば、議論の余地はあるまい⁽⁵⁾。支那派遣軍の復員を考える時、現実問題として、派遣軍の組織そのものを通してでなければ、日本本土への復員はありえなかったのである。

ここで、「復員」「引揚」の概念規定をしておかねばなるまい。小林英夫氏は、軍は「復員」、民間は「引揚げ」との使い分けをしている⁽⁶⁾。これは、軍と民間との区別からそうなるのであり、一般的な理解と言えよう。しかし、引揚援護庁『引揚援護の記録』には「引揚について」という同書全体の解説の部分において「終戦時、海外にあった陸海軍人・軍属と一般邦人は、ポツダム宣言第9条の規定と連合軍の人的取扱によつて、祖国に帰還することができるようになった」⁽⁷⁾としており、明確な区別を行って

(4) 加藤陽子『戦争の論理 日露戦争から太平洋戦争まで』勁草書房、2005年6月、225頁。

(5) 敗戦後、山西省に残留した日本軍将兵2600人が、閻錫山と気脈を通じた河本大作や城野宏等の手によって、八路軍との4年間の内戦に投入された事実は、記憶さるべきである（米濱泰英『日本軍「山西残留」—国共内戦に翻弄された山下少尉の戦後』オーラル・ヒストリー企画、2008年6月、池谷薫『蟻の兵隊』新潮社、2007年7月等）。この事件に関しては、宮崎舜市元支那派遣軍参謀が総連絡部の指示で制止しようとして、閻錫山・河本大作等に騙されて失敗し、生涯の悔として回顧している。本稿とは課題が異なるが、忘れてはならない問題である。

(6) 小林英夫、柴田善雅、吉田千之輔『戦後アジアにおける日本人団体 —引揚げから企業進出まで』ゆまに書房 2008.3。

いない。引揚援護庁は、実際に海外にあった日本人の帰国を進めた管轄官庁であったのであり、その業務上の区分けとしては、軍が消滅した以後の業務であることから、当然の整理と言える。本稿では、単純な結論でおさめておきたい。それは、平時の社会から「動員」し、参戦し、「復員」して平時の社会に戻るのであるから、軍に関して「復員」と定義づけることが最も妥当であると考えからである。実際、帝国陸海軍消滅後、陸軍省が第一復員省に、海軍省が第二復員省にそれぞれ改編され、さらに両者が統合されて復員庁、厚生省第一復員局、さらに一般邦人の「引揚」とも統合されて厚生省援護局となっていくのである。

本稿で問題とするのは、105万人余のほぼ完全武装の兵力を平穩裡に無事本国に引き揚げさせた元支那派遣軍総司令部、すなわち「総連絡班」と南京に接收に来た中国側つまり国民政府軍とのやりとり、および両者の関係である。これらを、支那派遣軍総参謀副長今井武夫と支那派遣軍最後の総司令官であった岡村寧次、さらに今井と共に派遣軍の引揚げに尽力した支那派遣軍参謀宮崎舜市の回想をもとに検討する。

なお、中国において、武装解除後の旧日本軍将兵を指して「徒手官兵」なる言葉が用いられていたこと⁽⁷⁾は、注意を要しよう。すなわち、旧日本軍将兵は、法的には戦争捕虜となるはずであるが、単なる「捕虜」として取り扱われたのではなく、「非武装将兵」としての待遇を受けたのであった。後述するように彼等には国府軍と同等の給与が支払われるなど、大切に扱われ、一定の行動の自由も認められていたのである。これは、国共内戦を直後に控えていたという事情があるにせよ、少なくとも華中の国民党統治地区においては、日中戦争終結後の日本軍将兵に対して、「敗戦即捕縛」、「全員捕虜」と言う単純な見方が成り立たないことを示している。

(7) 厚生省援護局『引揚げと援護30年の歩み』昭和53年4月、21頁。

(8) 筆者が2013年8月、南京市檔案館で史料を探索していた時、いずれも1946年付の檔案に「南京市工務局日本徒手官兵服工程処徴用及遣返日僑」（全宗号1003-15 南京市日僑官吏所 案卷号62）、「中国戦区日本官兵善後総連絡部渉外部徴用及遣返日僑名单及来往文書」（全宗号1003-15 南京市日僑官吏所 案卷号70）を発見した。檔案そのものは非公開であったが、目録に明記された「徒手官兵」の語は、これが残留日本兵を「非武装将兵」として扱っていたことを示している。なお、支那派遣軍総司令官であった岡村寧次は「徒手官兵」を「武装を解いた将兵」と、より自らの主体性を込めて表現している（稲葉正雄編『岡村寧次大将資料 上巻—戦場回想編—』原書房、昭和45年2月、1頁）。

支那派遣軍を含む海外に派遣された日本軍将兵の復員に関する研究⁽⁹⁾としては、加藤陽子『戦争の論理 日露戦争から太平洋戦争まで』⁽¹⁰⁾において、第9章が「敗者の帰還—中国からの復員・引揚問題の展開」として収められており、本格的な論考としては最初期のものである。また、門間理良が「利用された敗者—日本軍武装解除と廻る国共両党のかけひき」⁽¹¹⁾において、国民党が日本軍「将兵を信服させるような一連の措置を取った」ことが効果的であり、中共が「国民党政府のように、日本軍に正式な指示を出せる権限がなかった」ゆえに日本軍の抵抗にあった⁽¹²⁾と指摘するのは、本稿の立場とも共通している。

復員に関する史料集として、浜井和史編『復員関係史料集成』全12巻がゆまに書房⁽¹³⁾から復刻出版されており、原典史料の復刻として極めて有用である。また、中文資料としては秦孝儀主編『中華民国重要史料初編 一対日戦争時期 第七編 戦後中国 (四)』⁽¹⁴⁾に、日本軍の引揚げ、日本資産の接収などについておさめられている。

1. 支那派遣軍の「終戦」

国民政府外交部は、1945年8月15日、日本政府が正式に無条件降伏を宣言したことを重慶の『中央日報』を通じて全国に報せた⁽¹⁵⁾。そこには「天

(9) 本文で触れた以外に、小林英夫・柴田善雅・吉田千之輔『編著戦後アジアに於ける日本人団体—引揚から企業進出まで』(ゆまに書房、2008年3月)、増田弘編著『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』(慶應義塾大学出版会、2012年11月)などがある。また、蘭信三他『帝国崩壊と人の再移動 引き揚げ、送還、そして残留』(勉誠出版、2011年11月)は、軍の復員ではない「引揚げ」について、「大東亜共栄圏」各地について考察している。また、引揚げとその後の日本国内での問題を取り扱ったものにLori Wattko “When Empire Comes Home : Repatriation and Reintegration in Postwar Japan” Harverd University Asia Center, 2009、がある。

(10) 加藤陽子『戦争の論理 日露戦争から太平洋戦争まで』勁草書房、2005年6月。

(11) 門間理良「利用された敗者—日本軍武装解除と廻る国共両党のかけひき」(波多野澄夫・戸部良一編『日中戦争の国際共同研究 2 日中戦争の軍事的展開』慶應義塾大学出版会、2006年4月)。

(12) 前掲門間理良「利用された敗者」383頁。

(13) 浜井和史編『復員関係史料集成』全12巻、ゆまに書房、2010年4月。これは、厚生省援護局・復員庁などの原典資料を原版のまま復刻したもので、ほぼ一次史料と言える。

(14) 秦孝儀主編『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期 第七編 戦後中国 (四)』中国国民党中央委員会党史委員会、中華民國70年9月。

(15) 「外交部宣布日本政府正式無条件投降公告—民国34年8月15日」(前掲秦孝儀『中華民国重要史料初編』637頁)。

皇陛下は、日本の全ての陸海空軍当局及び各地にあってその管轄下にある全ての部隊は、積極行動を停止し、武器を引き渡し、連合軍統帥部の求めに従って上述の(無条件降伏)に関する各項の命令を実行する」とあった。「天皇陛下」とする等、日本側に対して一定の敬意を払った表現が用いられており、その後の支那派遣軍将兵に対する対応を予感させるものであった。

すでに国民政府との降伏交渉を開始していた支那派遣軍に対し、敗戦後の大本営は「指令一号（陸海軍一般命令第一号）」⁽¹⁶⁾として、1945年9月2日、各地域に展開する各部隊に対して、降伏すべき相手を指示した。それは「支那（満洲を除く。）台湾および北緯16度以北の仏領印度支那にある日本国の先任指揮官ならびに一切の陸上、海上、航空および補助部隊は蒋介石総帥に降伏すべし」として、連合国を構成していた中華民国を正当なる降伏相手として指示したのである。「指令一号」全体を見れば、中国以外の各地域ごとにも降伏すべき相手が命令として指定されており、「合衆国、中華民国、連合王国およびソヴィエト社会主義共和国連邦の名において行動する各指揮官に対し、無条件降伏を為さしむべき事を命ず。指示せられたる指揮官またはその指示したる代表者に対しては即刻連絡すべきものとす」としていた。要するに、中国本土においては、国際的に正統政権とされていた国民政府のみがその対象であったのである。もっとも、後述するように、すでに7月段階から戦争終結を意識し始めていた支那派遣軍中枢部としては、それまでの和平工作の最終的な相手である重慶国民政府を停戦および降伏の対象として念頭においていたのであり、「妄りに中央軍以外の地方軍と交渉すべき筋合いでない」⁽¹⁷⁾と、当然にも認識していたのである。従って、9月2日になって東京の大本営から発せられた「命令第一号」は、支那派遣軍の置かれた立場やそこまでの経緯から見れば、現実の追認であった。もちろん日本政府の立場から見ても、自明のことを再確認したまでであった。

南京に総司令部を置いていた支那派遣軍総軍の降伏相手は、日本軍の組

(16) 大日本帝国大本営「指令第一号（陸海軍一般命令第一号）」（昭和20年9月2日）（『引揚げと援護の歩み30年』517～519頁。

(17) 前掲『日中和平工作』202頁。

織命令系統から見ても、大本営からの命令を待つまでもなく、蒋介石率いる国民政府以外にはなかった⁽¹⁸⁾。一方、周知のように、中国東北地区はソ連軍の侵入によって「満洲国」は統治組織そのものが解体し、一挙に無秩序に陥って混乱の極におかれていた。それは、本来その任に当たりうる能力を持ち、過渡期の治安維持の任務を担わねばならなかったはずの関東軍に対して、ソ連軍はそれを担わせることなく、日本本土との連絡も、「満洲国」内の部隊相互の連絡も禁じたからであり、そうであるならば替わって任務を果たさねばならないはずのソ連軍自体が、将兵の質の低さなどから、秩序維持の能力が欠けていたからであった⁽¹⁹⁾。こうして見ると、中国本土からの復員と引揚げが結果的に平穩に進んだのは、多くの幸いが重なった結果であると言わねばなるまい。それは、繰り返しになるが支那派遣軍と国府軍との関係がそうさせたのである。

なお、中国共産党（以下「中共」）は国民革命軍第八路軍総司令朱徳の名で日本軍に対して降伏命令を発していた⁽²⁰⁾が、皖南事変以来、既に抗日民族統一戦線が崩壊していた中国にあっては、あまり意味を持たない。形式論からいっても、統一戦線が文字通り維持されていたとして、国民革命

(18) 降伏の相手が蒋介石であり、国民政府軍からは「蔣總統の奉命部隊以外との交渉を厳禁された」日本軍であったとは言え、「等しく勝者である国共兩軍に対し、その応接振りは極めてデリケートであった。しかも尚中共軍の強要は、兵力を背景に執拗を極めたので、日本軍の中には任務域これを拒否する為め、実力の發動を強いられた部隊も現れ」た事も事実であった（『元支那派遣軍総参謀副長今井武夫『支那派遣軍復員前後の概況』昭和29年、12月稿、8～9頁、浜井和史編『復員関係史料集成 第5巻』ゆまに書房、2009年9月）。

(19) 厚生省援護局『引揚げと援護の歩み30年』55頁。同書によれば「関東軍においては、8月19日、総参謀長（秦彦三郎中将）をジャリオウオの極東ソ連軍司令部に派遣して、武装解除の要領、治安の確保、在留邦人の保護等に関し接衝を行い、原則的には協定が成立したが、19日新京（現：長春）に到着したソ連軍特使は一般命令第一号に示された彼我の間の調印は行わず、在新京部隊の集結と武装解除を指示し、かつ、通信連絡を禁止したため、関東軍総司令部の機能は停止するに到った。関東軍所属の各軍司令部等も……交通、通信を寸断され、指揮機能が喪失した」のであり、ソ連軍がそれに変わる秩序維持機能を果たさなかったため、混沌の無秩序が発生し、多くの人命が失われた。なお、秩序維持に失敗したソ連軍は、1945年晩秋には延安に八路軍の派遣を打診し、延安からは渡りに船と東北を確保するきっかけとなる軍の派遣があった（拙稿「新四軍東北移駐試論」『中国研究月報』2001年2月（Vol.55 No.2（No.636））。

(20) 同盟通信がポツダム宣言受諾を英文で発信した1945年8月10日には「延安総部命令第一号」を発してこれを翌日『解放日報』で公表し、各地の八路軍各部隊に対し、日本軍からの投降受入の準備をせよと命じている（『中国人民解放軍歴史資料叢書 新四軍 文献（五）』解放軍出版社、1995年3月7頁）、11日の「延安総部命令第五号」では、それを鉄道沿線沿いの配置として更に細かく命じている（同前書8～9頁）。そして8月15日には、「朱徳総司令命令岡村寧次投降」（同前書17～18頁）を発している。言うまでもなく、八路軍に対する戦後への準備指示は兎も角、日本軍に対する投降命令は無効である。

軍に編入された中国労農紅軍、すなわち八路軍・新四軍の最高指揮官は蔣介石であり、蔣介石の諒解なしに日本軍に対して降伏命令を発することは国民革命軍の命令系統そのものを侵すことになり、軍紀違反である。第一、権限がないものの命令はそれ自体が有効性を持たない。もちろん逆の立場から見ても、支那派遣軍が朱徳の命令に従えば、これもまた日本軍としての重大な軍紀違反となることは明白である。

2. 戦闘停止までの支那派遣軍

ここで、若干時系列が逆になるが、まず戦闘終結直前の1945年7月から停戦まで、すなわち「玉音放送」を聞き、そして正式に停戦命令を受諾した1945年8月中旬までの支那派遣軍の状況を整理しておこう。

日本の戦局が全体として悪化する中、支那派遣軍総参謀副長として、当時岡村寧次総司令官を輔佐していた今井武夫少将は⁽²¹⁾、敗戦直前の1945年7月、河南省新站集⁽²²⁾において、国民政府軍上将何柱国との会談を行っていた。「何柱国工作」と称されるもので、最末期の日中和平工作⁽²³⁾である。これには、汪政権軍事委員会委員でもあった楊揆一上將が関与していた⁽²⁴⁾。即ち、楊揆一の保定軍官学校同期以来の旧友である何柱国が、汪政権下の

(21) 秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』東京大学出版会、1991年10月、323頁。

(22) 新站集会談については、『支那事変の回想』みすず書房、1964年、210～頁、およびその増補版である『日中和平工作』みすず書房、2009年、186～189頁、336頁。会談は、7月9日、10日の2日間で都合4回、計6時間に亘った。1、2回目は通訳官付、3、4回目は今井と何柱国との直接対談であった。何柱国は1917年、陸軍士官学校中華学生12期入学（『何柱国將軍生平』中国文史出版社、1992年10月、6頁）、今井は周知のように中国での軍歴が長く、日本語あるいは中国語での双方の意思疎通は十分に可能である。なお、今井は新站集の所在地を河南省とするが、前掲『何柱国將軍生平』219頁では安徽省となっている。新站集は河南・安徽省境にあたり、戦後の行政区画改編で安徽に移管された。

(23) 日中和平工作には、現在では汪政権樹立にかかわる動きを始め多くが知られているが、周知のように、当時はその多くが内密に進められたのもで、しかも相互の連絡が全くあるいはほとんどないままであった為、重慶の国民党政権の信頼を十分に得られず、失敗した。本文中に言及した何柱国工作に先立って、1944年9月、現地支那派遣軍排除の和平工作が陸軍省主導で進められ、陸軍次官柴山兼四郎中将を南京に派遣し、周佛海・陳公博の諒解のもと、周佛海の使者として葛啓恩を重慶に使者を送るなどした（井崎喜代太『日中和平工作の系譜—諸交渉の全経緯—』創造書房、平成2年（1990年）2月、197～198頁）が、それに今井武夫は関与していない。今井が、何柱国工作を独断で始めたのもそれと裏腹であったと言える。なお、矢崎勘十は「周佛海が重慶に派遣した使者には成功の見込なく、今後中立国を利用する以外名案なし」との報告が10月18日にあった（前掲『日中和平工作』181頁、前掲『日中和平工作の系譜』197頁）。

(24) 「何柱国工作」に関しては、特にことわりのない限り前掲『日中和平工作』182～189頁。

南京に特使として呉樹滋を派遣し、呉が楊揆一の弟である汪政権軍中将楊振と協議し、汪政権の生みの親でもある今井武夫少将にこの事を仲介したことに始まったのである。何柱国との連絡は、楊揆一が南京政府参謀本部内に温存していた秘密無線機を通して行われたもので、要するに、楊揆一自身が重慶政権と通じていたのである。この時の国民政府側からの交渉実施は、第十戦区司令長官李品仙の諒解がすでに与えられており、蔣介石の許可もあるとのことであった。呉樹滋からの打診を受けた今井は独断で交渉の席に着くことを決意し、新站集に向かったのである。この時、非公式に提示された中国側の和平原則は「1. 日本軍は無条件に、山海関から広東に至る中国本土から、全部撤兵すること。2. 日本軍は今後日華協議の上、決定せらるべき条件に従い、満洲から兵力を撤収すること。3. 中国は中国以外の戦場に於ける、日本軍の行動を妨害しないこと。」であった。汪兆銘政権樹立に向けて影佐禎昭等と工作を進めていた頃、汪出馬の条件として提示していたものと比べれば、満洲からの撤兵が加わっているものの、非常に緩やかなものであったことが理解できよう。しかしながら、ここ新站集に独断で出かけていった今井は総軍司令部の通訳官今井保明⁽²⁵⁾などとともに会談に臨んだが、何柱国から以下のような事を告げられた。

「日華単独和平は、カイロ宣言後の今日、到底実現の可能性がない。従って日本が中国と和平を希望するなら、必ず同時に世界和平を不可欠な要件とする」こと、日本は「中国と相携えて東洋平和の維持に協力され度い」こと、「中国は……日本の和平提案を連合国に取り次ぐこと」、「蔣介石主席（ママ）は、日本の天皇制存続に好意を寄せ、既に各国首脳にも、其の意向を表明した」こと、そして最終的に「本件は既に連合国として協議済みであるから、今更変更の余地がない」。

これらは今井にとって「百雷一時に落下したような衝撃」であり、「たとえ中国大陸に於ける戦況は、今なお日本軍の百戦不敗を誇っても、日本

(25)『日中和平工作』184頁では「今井」となっているが、これは偽名であり「藤堂」が本名である。これは、戦後、今井が『現代史資料』第37回配本「太平洋戦争」(四)付録の月報所載インタビュー「和平工作の思い出」のなかで、1970年8月になくなった木村辰男の「お通夜の晩に……めずらしい人としては私が何柱国との会談に通訳を一人連れていったと申しましたが、(私の本では今井保明となっています)、その人一東大教授をやめた藤堂保明も懐かしい顔としておりました。」(月報4頁)と、明かしている。藤堂氏は、1941年、現地除隊後、南京で通訳官として勤務していた。藤堂は、会談の正式なメンバーではなかったものと思われる。

の国際的地位は激変し、祖国の運命の窮まったことは覚悟する外なくなった」のであった。言い換えれば、中国での戦況と関わりなく、日本全体の戦局が逆転不能になってしまったが故に、支那派遣軍も降伏せざるを得ないと云うものである。

こうした思いは、昭和19年12月以来支那派遣軍総司令官であった岡村寧次も同様であった。岡村も、降伏を受諾する際には「支那派遣軍は自軍が戦いに敗れて降伏したのではなく、国が降伏したのにつれて、已むを得ず降伏したのである」⁽²⁶⁾との認識を持っていたのである。それに先立つ8月12日には「蘇聯ノ参戦ハ既ニ予期セシ所ニシテ皇軍数百万ノ精鋭ハ皇土及大陸ニ健在シアリ」との訓示を総軍将兵に行うと同時に、東京の陸軍大臣参謀総長に戦争の継続を具申している⁽²⁷⁾。派遣軍総司令官として戦局の挽回を主張することは当然であり、岡村自身が好戦的であったからと言うより、戦争全体の帰趨は薄々とは感じながら、自らの掌握している中国本土での総軍の実態からの判断と言える。総司令官の立場として、大本営からの正式な停戦命令が到着する前に、自らの判断で勝手に戦闘を中止するわけには行かない。もっとも、8月10日には総軍司令部は外国放送から日本のポツダム宣言受諾の情報を知り、その確認と戦争継続進言の為に参謀西浦進大佐を東京に派遣している⁽²⁸⁾。しかし、15日、「玉音放送」に先だつて8月15日午前10時10分、陸機密電第68号を受領⁽²⁹⁾して「御聖断既に下」った事を伝達された。ポツダム宣言受諾が現実となると、総司令官としては「如何にして百五万の大兵と八十万の居留民を無事内地に引揚げさせるか。……引揚げの責任者としての私は（阿南陸相のように）自刃もできないし（鈴木内閣のように）辞職も許されない」現実であった⁽³⁰⁾。

(26) 前掲『岡村寧次大将資料』1頁。

(27) 前掲『岡村寧次大将資料』4頁。

(28) 前掲『日中和平工作』200頁。日本のポツダム宣言受諾のニュースが外部に出たのは、8月10日夜8時過ぎ、同盟通信が発した英文ニュースを当時のNHKが流したことに始まる（里見脩『ニュース・エージェンシー 同盟通信社の興亡』中公新書、2000年10月、248頁）。これを、「直ちにAPやUPが受けて、またたく間に『日本、宣言を受諾』のニュースが世界に流れた」（同前）のであり、総軍や上海の第13軍が傍受したのはそうした外信であった。

(29) 同様のことは、総軍作戦担当参謀宮崎舜市中佐による厚生省引き揚げ援護局史料室への報告「支那派遣軍の終戦並復員概況」（昭和31年1月稿）（浜井和史編『復員関係史料集成第5巻 支那派遣軍に関する兵団長・幕僚の手記綴』ゆまに書房、2009年5月、70頁）も記されている。

(30) 前掲『岡村寧次大将資料』7頁。

翌16日、大本営より「大陸命第千三百八十二号」が全日本軍に発せられ、「停戦交渉成立ニ至ル間敵ノ来攻ニ方リテハ止ムヲ得サル自衛ノ為ノ戦闘行動ハ之ヲ妨ゲス」との一札はあるものの、全般的な停戦命令が発せられ、総司令官は直ちに「戦闘行動即時停止」を命じたのである⁽³¹⁾。そして8月17日、東京から朝香宮鳩彦王大将が派遣され、19時、総司令部広場に於いて改めて終戦の詔勅を伝達した⁽³²⁾。その際、支那派遣軍総司令部に於て、岡村総司令官から朝香宮に「軍状報告」が為され⁽³³⁾、8月16日夜以来、日本軍は戦闘停止状態にあること、国共両党が相克状態にあり、それぞれが日本軍の軍需物資を接収に来たり、抗争を繰り返しているなど、混乱する中国戦線の状況説明があった。翌18日、朝香宮は南京を離れ、飛行機で東京に戻った。

8月18日、大本営から「大陸命第千三百八十五号 命令」が支那派遣軍に発せられ、「……各司令官は同時機以降一切ノ武力行使を停止スヘシ」と命じられたが、実際に国共両軍から不確かな根拠での接収「命令」を受け始めていた各地の日本軍にとって、事は重大であった⁽³⁴⁾。このため、「時機」の確認と配慮の要求を行った結果、翌19日に「8月22日零時」との返答が大本営からあったが、「但シ支那派遣軍ハ重慶及延安軍ノ無秩序ナル行動ニ対シ万止ムヲ得サルニ於テハ局地的自衛ノ措置ヲ実施スルコトヲ得」との例外条項が22日付で認められた⁽³⁵⁾。

なお、中国側には8月17日午前10時、支那派遣軍総司令官名で「派遣軍ハ厳肅ナル軍紀ノ下ニ一ニ本職ノ命令ニ基キ挙措進退ヲ律シ……蔣委員長ハ速ニ中国軍全部ニ対シ末梢部隊ニ至ル迄即時現態勢ヲ以テスル停戦実行ヲ徹底セシメラレンコトヲ要請ス 自今右不穩行動ヲ継続スルモノニ対シハ……派遣軍ハ已ムヲ得ズ断乎タル自衛行動ニ出ヅルコトアルヘシ」と通

(31) 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 昭和20年の支那派遣軍〈2〉—終戦まで』朝雲新聞社、昭和48年3月、546～547、549頁。

(32) 前掲『日中和平工作』204頁、『岡村寧次大将資料』35頁。「宮様」将軍を派遣することは天皇の名代が各地に派遣されることであり、秩序だった降伏、復員を可能にする上で、大きな役割を課したと言ってよい。前掲『岡村寧次大将資料』には朝香宮の「お言葉」として「外征中の将兵に対し陛下の御真意を伝えるため三総司令官の許へ私と若い皇族二人の三人が差遣されることとなり……東京ではこの地（中国）の陸海軍の態度が最も強硬で、抑留される恐れもあるという風評が高く……、閣下方は私を抑留せられますか」と訊ねている。

(33) 前掲『戦史叢書』547～549頁。

(34) 前掲『戦史叢書』549頁。

(35) 「大陸名第千三百八十八号 命令」、前掲『戦史叢書』549～550頁。

告していた⁽³⁶⁾。降伏の相手の確定、正式降伏までの安全と治安の確保は、現地軍総司令官として当然の任務と要求であった。

戦後、主に武器装備の引渡しを求める八路軍および新四軍の攻撃を受けて、戦死した日本軍将兵は7000人に上るといふ⁽³⁷⁾。

3. 芷江会談から降伏文書調印まで

支那派遣軍の降伏受理交渉は、8月21日から湖南省芷江において総軍参謀副長今井武夫少将を筆頭に参謀橋島芳雄中佐、同前川国雄少佐、通訳木村辰男囑託が日本側出席者、中国側は陸軍総部参謀長蕭毅肅中將を筆頭に同副参謀長冷欣、通訳軍令部科長王武上校が出席し、さらに中国戦区アメリカ軍作戦司令部参謀長バトラー准将も加わって3日間に亘って進められた⁽³⁸⁾。そこで、南京の岡村寧次大将が中国における日本軍の全てを統率していること、武器装備・軍需物資などの国府軍への引き渡し、日本軍による最低限の自衛行動の認可、在留邦人の保護などが確認され⁽³⁹⁾、国府側の対応は「敵国の敗将に対するというより、寧ろ友人を迎えるような態度」であったといふ。

この芷江会談の過程をもう少し詳しく見ていこう⁽⁴⁰⁾。初日の21日はまず、夕刻16時から17時の1時間、双方の身分照会と会議の進め方についての確認で終わった⁽⁴¹⁾。その際、支那派遣軍総司令官岡村寧次宛の「中国戦区中国陸軍総司令部備忘録中字一号」、要するに降伏命令書を手渡され、同時に中国語、日本語、英語で朗読された。今井は受領証への署名捺印、及び岡村総司令官への手交を求められたが、内容の諾否は回答を保留した。また、ここに於いて、南京の総軍司令部との無線連絡を諒解された。次いで同日夜20時30分から23時30分まで、降伏手続の細部に関する伝達、交渉が

(36) 前掲『戦史叢書』550頁。

(37) 前掲『岡村寧次大将資料』13～14頁。

(38) 前掲『日中和平工作』203～217頁。

(39) なお、この交渉の中で今井武夫は汪政権関係者への寛大な措置を懇請したが、返答はなかったといふ（同前書210頁）。

(40) 「第一 支那派遣軍終戦に関する交渉記録 昭和31年12月 厚生省引揚援護局史料室」（浜井和史編『復員関係史料集成 第3巻 支那派遣軍終戦に関する交渉記録綴』ゆまに書房、2009年9月、11～82頁）。芷江会談に関する史料は、前掲『日中和平工作』338～346頁に抄録されている。

(41) 同前書17～22頁。

行われた⁽⁴²⁾。日本側の列席者は変わらなかったが、中国側は実務に関わる人員が対応した。すなわち、陸軍総司令部副参謀長蔡文治、陸軍総司令部第二処所長鈕先銘など6人であった。その中で、今井が「徐州・蚌埠・蕪湖附近の如きは延安軍の攻撃を受けあり……」と指摘し、蔡が「何総司令は蔣委員長の命を奉し、全責任を有し居るを以つて何総司令の命を受けたるもの以外に対しては如何なる部隊より武装解除の要求其の他の交渉あるも貴軍としては自粛行動を採らるゝも可なり」と返答している⁽⁴³⁾さらに今井が、国府軍系雑軍を含めその合法性を問うたのに対し、蔡は「正式交渉成立以前にありては其の要求を受け入れざる様せられ度」と要望している。混乱状態は中国側の方が酷く、日本側が対応に苦慮している様子が見取れる。実際、今井は中国側に「8月17日に至り、岡村総司令官の名に於てご承知の如き『ラヂオ』放送を以つて不法部隊に対しては自衛の為断固たる処置を採るべき支那派遣軍通告を為せる次第なり」と説明している。

翌22日は、中国側冷欣中将、通訳王武上校に今井と通訳に木村辰男囑託、アメリカ側のバトラー准将が立ち会い、午前11時10分から50分までの40分間、中国軍の南京進駐、軍需関連物資、施設の接收、アメリカ軍捕虜の状況などについて、その状況確認や中国軍の進駐時期を早く確定するよう、今井からの要望が出された⁽⁴⁴⁾。そして23日、最終的に陸軍総司令何応欽が中国側に代表として加わり、そこまでの交渉を確認し、10分程で散会した⁽⁴⁵⁾。今井は同23日、南京に戻り、芷江会談の結果を岡村総司令官に報告した。

8月27日、南京に先遣隊の一人として冷欣陸軍中将が幹部幕僚等100人以上を従えてやって来た⁽⁴⁶⁾。翌28日、31日と冷欣は岡村総司令官と会談し、降伏文書調印式前の顔合わせ⁽⁴⁷⁾を行い、派遣軍側は25日に停戦交渉の為の涉外委員会を組織した。さらに、降伏文書調印式の前に、派遣軍将兵の復員、在留邦人の引揚げ、復員までの生活確保など『停戦協定に関する稟議

(42) 同前書24～35頁。

(43) 前掲『支那派遣軍終戦に関する交渉記録綴』25～29頁。

(44) 同前書37～41頁。

(45) 同前書、43～45頁。会談は14時50分～15時00分。

(46) 前掲『日中和平工作』217～218頁、『岡村寧次大将資料』23～29、37～44頁。

(47) 何応欽らが日本の陸軍士官学校、あるいは陸軍大学等への留学組であって、岡村とは師弟あるいは先輩後輩として面識があったのに対し、冷欣は殆んど中国国内で過ごしている。従って、芷江会談が初めて日本軍将校と正式に会った時ということになる。

事項』を9月1日付で何応欽に提出した⁽⁴⁸⁾。その後ほぼ一週間、中国側とのやりとりが繰り返りひろげられた⁽⁴⁹⁾。

こうして9月9日午前10時、重陽の節句の日、汪政権時代には軍官学校、それ以前には国防部であった建物で支那派遣軍の「受降調印式」が行われ⁽⁵⁰⁾、総軍総司令官岡村寧次の手で、降伏文書への調印がなされた⁽⁵¹⁾。同時に支那派遣軍総司令部は国府軍総司令何応欽の命令⁽⁵²⁾によって、これ以後「中国戦区日本官兵善後連絡部」と改称することとなった。そしてその最大の任務は、長城以南にあった支那派遣軍105万人の将兵と在留邦人80万人以上を日本本土に送り返すことであった。しかし、総連絡班について、当初中国側は旧来の支那派遣軍総司令部の隷下各部隊への指揮系統を認めようとしなかったが、日本側は「日本軍の終戦処理を円滑ならしめる為、是非共統帥組織を残存せしめる必要ありと力説し、日本軍内に於ては旧来の指揮系統により命令を下達する旨諒解せしめた」⁽⁵³⁾という。

こうして、支那派遣軍の戦後が始まった。この時、国民政府は既に最高国防委員会で対日問題処理方針を固めており、「日本を改めて改造し、真の民主を実現し、平和を愛し、中国および盟邦を理解し、世界の平和愛好国家と協力できるようにする」との基本方針で臨むことになっていた⁽⁵⁴⁾。

(48)「停戦協定に関する事前稟議事項」(前掲浜井和史編『復員関係史料集成 (3)』183～187頁。

(49) 事の是非は兎も角、「中国総司令部側の接衝委員(参謀)は全部日本士官学校出身者なので概ね日本語に堪能であり、この点大いに好都合であった」(前掲『岡村寧次大将資料』25頁)ことは、前期『日中和平工作』でも今井の筆の端々から感じ取れる。

(50) 前掲『日中和平工作』217～218頁。前掲『岡村寧次大将資料』23～29頁。岡村は調印の最高責任者であり、今井も受降調印式に参加している。両者の回想に、基本的な相違はない。なお、受降調印式の翌日、何応欽総司令から岡村に対して会見の申し込みがあり、まず何応欽から「日本も、もはや武装が無くなったので、これからは本当に中日の和平提携ができると思う。またお互いにそれに努力いたしましょう」との発言があった(前掲『岡村寧次大将資料』29頁)が、今井はこれを「日本も武備が無くなったから、今後本当に中日の和平提携が出来る、互いに努力しよう」(前掲『日中和平工作』218頁)と若干の字句の違いのみの同一内容の言葉を残している。

(51) 前掲『日中和平工作』217～218頁。

(52)「貴官(岡村寧次)は本九日より支那派遣軍の名義を取消し明十日より中国戦区日本官兵善後総連絡部長官と改称すへし」「貴官の総司令部は明十日より中国戦区日本官兵善後総連絡部と改称すへし」とあった(「中国戦区中国総司令部命令 軍字第一号」(前掲浜井和史編『復員関係史料集成 (3)』311～312頁)。

(53) 宮崎舜市「支那派遣軍の終戦並復員状況」昭和31年1月、(前掲浜井和史『復員関係史料集成 第5巻』ゆまに書房、2009年9月、95頁。

(54)「処理日本問題意見書—民国34年8月12日国防最高委員会審定参考資料」(前掲秦孝儀637頁)。なお、この史料では中国に残留した日本軍将兵を「日本在華戦俘」と呼んでおり、まだ「徒手官兵」とはしていない。時期は不明であるが、戦後かなり早い時期に変更されたものと思われる。

また、蔣介石による「以德報怨」の放送演説は在中国日本軍将兵を大きく安心させたことも指摘せねばなるまい⁽⁵⁵⁾。国民政府側の日本への配慮については、降伏文書調印式の際のテーブルの配置にも現れている。現在、写真などで知られているのは大型の長方形テーブル2本に、勝者と敗者が対面するように座っているものであるが、中国側としては当初は日本側に無用の威圧感を与えるだけであるとして、円卓会議の為にラウンドテーブルにしようとしたがアメリカ側から反対されたという⁽⁵⁶⁾。このことは、調印式場では発揮されなかったとはいえ、敗戦後の総連絡班と国府軍幹部との関係が良好なものとなり、いわばノーサイド状態で、この後双方の交友を屢々温める宴会などが開かれることを予想させるものであった。

ところで、こうした中、南京市内の状況は次第に混乱を極め、内戦一歩手前の状況まで現出していった。そのひとつは、周佛海が関係していた周鎬の行動であった⁽⁵⁷⁾。周鎬は8月17日、「中国国民政府軍前進指揮所」を開設し、周佛海宅に起居して指示に従わない汪政権関係者を捕縛したり、殺害したりした。陳公博の関わっていた南京軍官学校の学生隊のみ「蔣介石総統擁護」を掲げ、互いに市内にバリケードを築いて対立した。治安維持の為、周鎬の武装解除を行ったのは日本軍であった。この間、1～2日であったが周鎬は市中の銀行から現金を集め、さらに市内の商人に献金を強要したという。周鎬は、軍統の指示を受けて戦争終結直後の南京に潜入したもので、既に1944年春には周佛海と連絡して南京に出入りしていたのであった⁽⁵⁸⁾。後日の周佛海裁判での周鎬自身の証言、並びに周佛海の弁護

(55)「蔣主席対全国軍民及全世界人士廣播詞—民国34年8月14日在重慶播講」(秦孝儀『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期 第七編 戦後中国(一)』中国国民党中央委員会党史委員会、中華民國70年9月、633～635頁)。前掲『岡村寧次大将資料』10～12頁。『岡本寧次大将資料』では、秦孝儀編のものに収められている資料と比べると、最初の2段落分が意図的かどうかは不明であるが、抜け落ちている。そこには、「以德報怨」の語はないものの、「待人如己」「要愛敵人」「不念旧怨」など、類似の言葉が上がっている。8月18日には、同様の内容の談話を上海市長蔣伯誠・副市長呉詔樹も新聞紙上に発している(同前)。

(56) 前掲『岡村寧次大将資料』25頁、今井武夫「支那派遣軍復員前後の概況」(前掲浜井和史『復員関係史料 第5巻』26～27頁など。今井は、この情報を「日本留学生出身者の打明話による」としている。

(57) 前掲『日中和平工作』200～202頁。

(58) 周鎬は周佛海裁判の証人として「漢奸裁判」に出廷し、さらに周佛海の弁護人となった章子釗にも書翰を送り、周佛海との関係が軍統の指示によるものであったことを証言している(南京市档案馆編『審訊汪偽漢奸筆録』江蘇古籍出版社、1992年7月、159～160頁、170～171頁)。

人であった章子釗宛の周鎬書翰によれば、南京政府軍を買収した周鎬はそれらの軍事力を上海・南京の間に置き、アメリカ軍の上海上陸に合わせて日本軍を夾撃する手筈であったという⁽⁵⁹⁾。

また、8月15日夕刻には新四軍の軍使と称する章克と名乗る人物が総軍司令部前にやって来て、日本軍の武器を新四軍に引き渡せと要求したが、彼が持参した命令書なるものは鉛筆書きのメモで話にならず、追り返された。さらに章克なる人物は日本大使館でも同様の要求を繰り返したが、やはり相手にされずすごすごと引き揚げたという⁽⁶⁰⁾。岡村は、この章克の行動から中共が深刻な武器装備の不足に悩んでいると判断したという⁽⁶¹⁾。

4. 総連絡班

「支那派遣軍百五万の将兵は降伏し、武装解除されたのだから、法的には捕虜であるが、事実上は拘禁されることなく、徒手官兵の処遇を受けた」⁽⁶²⁾

これは、支那派遣軍総司令官であった岡村寧次の回想である。最初に述べたように「徒手官兵」とは「非武装将兵」であり、確かに法的には捕虜であったにしても、その待遇などに拘束されていた様子は窺えない。また、岡村は広州地区第129師団参謀長の手記として、同軍を接収に来た国民政府軍「新編第一軍は蒋介石直系の精鋭米国式の優良装備、……その青年将校は明朗で社交的、特に日本と戦ったことを残念がり『我々黄色人種の団結こそアジアの急務である。香港を見よ。阿片戦争を思え』と叫ぶ有様であった。その夜直に日華両将校の懇親会を催すこととなり……」⁽⁶³⁾と回想に残している。

こうした汪政権内部と重慶政権、さらには延安との関係は極めて興味深いものであるが、本稿では言及しない。別稿を用意したい。なお、周佛海との面会記録は、周佛海の日記によれば1944年7月24日、さらに1945年2月22日にある（『周佛海日記』）。

(59) 前掲『審訊漢奸筆録』159～160頁、170～171頁。

(60) 前掲『日中和平工作』202頁。前掲『岡村寧次大将資料』13頁では、午後4時頃とする。なお、延安と汪政権との関係では、1943年3月、周佛海の許を馮少白が訪れ、「毛沢東が南京と合作したい」と云ってきたという（『周佛海日記』1944年3月7日）。なお、章克は国民革命時期にソ連から派遣されてきた顧問ボロディンの秘書であったという（前掲『日中和平工作』202頁）。

(61) 前掲『岡村寧次大将資料』13～14頁。

(62) 前掲『岡村寧次大将資料』68頁。

(63) 前掲『岡村寧次大将資料』31頁。

もと支那派遣軍総参謀副長であり、降伏後、「総連絡班」班長となった今井武夫も、国民政府国防部次長秦徳純から記念にとビルマ戦線で記念に持ち帰った紫檀のステッキを譲られ、復員の際も没収されないようにと手配され、日本まで持ち帰ることが出来た⁽⁶⁴⁾。さらに、今井は復員作業中、さらに将兵の復員完了後も、無聊を託つように南京市内を自由に歩き回っている⁽⁶⁵⁾。

「……私（今井）は、……翌（昭和21）年3月、鼓楼の旧日本大使館内に移動させられたが、……毎朝未明に起床して、南京城内外を足の赴くに任せ、概ね三時間前後歩き廻った。」

最初、この記述を見た時には異様な感があった。「支那派遣軍」は敗北した部隊であり、将兵の行動の自由など存在しないはずではないか。今井も当初の5か月程は、身の危険を感じたのか飼っていた軍用シェパードを同道した。5か月と云えば1946年8月頃である。その後シェパードは徴発されてしまったが、「毎月必ず靴一足ずつ穿き棄てねばならない程歩きまわった。」

「先ず近くの北極閣の山登りに始まり、五台山、清涼山、覆舟山、玄武湖或いは紫金山山麓から孫文の中山陵、更に遠く莫愁湖附近を目的地に選び、道を変え迂路を探して、往復することにした。……遊歩に当たっては、行く先ざきで、種々な階層や職業の中国人に出会ったが、当時俘虜待遇の私を特殊な眼で注目する者は、殆んど無かった。」

今井の行動半径は南京郊外にまで及び、総参謀副長という立場故かも知れないが、毎月靴を1足ずつ取り替えられるほどの物資を確保していたのである。そして、何ら制約を受けることなく、南京市内を闊歩していたのである。

今井はまた、次のような回想も残している⁽⁶⁶⁾。

「われわれは毎週のように会合して大いに歓談したが、その結果われわれ攻撃側の日本軍人に比べ、当然の事ながら、国土を侵略され郷土を追われた彼等中国軍人が悲惨な境遇に身をおいた実情を知り、彼等は屈

(64) 前掲『日中和平工作』243頁。

(65) 前掲『日中和平工作』241～242頁。

(66) 前掲『日中和平工作』240頁。

託なく話すのが常だったが、我々はその都度身の置き場に窮する思いであった。」

また今井は、日常的にも草野心平の広州嶺南大学以来の親友であった詩人でもある黄瀛少将など、国府軍知日派、親日派の将領との宴がたびたび催されるなど、降伏後はやはり「ノーサイド」状態であった。なお、今井は芷江会談以来交友を暖めた鈕先銘少将から、作家森三千代への伝言を托されもしている。鈕は、金子光晴と共にフランスに行った森三千代と、フランス陸軍に留学した際に知り合ったという⁽⁶⁷⁾。少々横道にそれるが、今井自身が旧制長野中学卒業の後、陸軍士官学校に進学しているが、幼年学校出身の将官とはやはり肌合いが異なっているように思われる。

ともあれ、岡村・今井両者とも、とても「捕虜」とは思えぬ生活振りである。国民政府側は、必要以上に屈辱を与えることをよしとせず、「捕虜」でなく「非武装将兵」と日本軍将兵を呼び、扱っていた。さらに、1945年11月からは国府軍から日本軍将兵への雑費が毎月支給され、その金額は「将官八千元、佐官四千元、尉官二千元、下士官四百元、兵二百元」⁽⁶⁸⁾であり、「この金額は、中国正規軍将兵の給料と同じであった」⁽⁶⁹⁾という。すでに述べたように、南京市檔案館所蔵の史料にも「徒手官兵」を記したタイトルがあったことから、岡村や今井の回想のように、日本軍将兵を実質的に「捕虜」としての扱いを行ってこなかったことが確実である。一方、共産党は一貫して「戦俘」即ち「戦争捕虜」の語を用いている⁽⁷⁰⁾。今井の回想からは、国民政府軍将校との交歓が、かえって和平工作失敗を含めて戦争への悔恨の情をかき立てていったことが窺われよう。

10月25日、総連絡班には中国側より「『支那』『重慶軍』なる名称の禁止及中国、中国国軍なる名称の使用方指令さる」と指示があった⁽⁷¹⁾。従来の「支那」が侮蔑的な意味合いを日本が付与してしまったことから考えれば当然であろう。

(67) 前掲『日中和平工作』240頁。

(68) 前掲『岡村寧次大将資料』75頁。

(69) 黄自進『蒋介石と日本—敵と友のはざままで』武田ランダムハウスジャパン、2011年1月、190頁。

(70) 例えば、民国期南京の風景を切り取った写真集、秦風編著『民国南京1927—1949』文匯出版社、2005年1月では、現在も「日俘与日僑」と表現している。

(71) 「支那派遣軍総司令部涉外日誌の抜粋」(前掲浜井和史『復員関係史料集成(4)』83頁。

この後、総連絡班は復員・引揚げの交渉、実施の任務を担い、その傍ら戦犯裁判、汪政権関係者の「漢奸裁判」の傍聴などに関わっていく。

小結. 総軍復員完了後の南京

総連絡部は1945年9月27日、旧国民政府外交部に置いていた「支那派遣軍総司令部」を引き払い、鼓楼西方の旧日本大使館への移転を開始した。大所帯である為、移転には11月21日まで、2か月弱かかった。そして、その頃から漸く日本軍の復員、居留民の引揚げが本格化していった。そして、今井武夫の回想によれば、「日本人還送業務は意外に進捗し、昭和21年6月には、早くも200万に上る大陸在留民の大部の輸送を終わった。然るに7月1日午後になり、派遣軍総司令部は、中国陸軍総部に代り日本軍帰還業務を行っていた中国国防部から、突然今夜中に上海へ向かって出発するよう、公式命令を受けた」。⁽⁷²⁾これにともなって、翌2日、あらかたの将兵は急ぎ長興丸に乗船し、上海に向け出発することになった。これは、引揚げ船を手配していたアメリカ軍の都合であった。一方、岡村寧次・今井武夫・宮崎舜市など総員14名となった総連絡班は、旧日本大使館から、現在の南京大学の西側にある金銀街に、1日から徹夜で居を移し、そこで「南京総連絡班」として「北平・太原・漢口・青島・上海・広東・台北の七カ所に各地の旧軍司令部から概ね十乃至二十名宛、特に志願者を募って連絡班を編制し、戦犯に対する差入れや、裁判弁護……残務整理等に当た」⁽⁷³⁾り、1946年12月の総員引揚げまで活動を続けることになる。南京が支那派遣軍総司令部の所在地であり、他地域で残留している日本兵との連絡が最もよく付いたからである。そして、南京総連絡班長となったのが今井武夫であり、宮崎舜市が各地の連絡班長、および日本との連絡の任に当たった。

南京や武漢、上海は、完全に秩序が崩壊して多くの残留日本人が出てしまった「満洲国」と異なり、一般日本人居留民の引揚げも順調に進み、兎にも角にも「本土」への帰国が出来た。支那派遣軍将兵の扱いはそれを可

(72) 前掲『日中和平工作』244頁。前掲『岡村寧次大将資料』101頁、前掲宮崎舜市、133頁。

(73) 前掲『日中和平工作』245頁。

能にした環境があったことの証左となろう。もちろん、国民党にとって、迫り来る共産党との内戦を踏まえてのことにすぎなかったとの評価も可能であろう。しかし、一日も早い帰国を念じていた一般将兵や日本人にとって、一面的と評されても構わないが、そうした理由のおかげで安全且つ早期の帰国が実現したこともまた、事実である。

参考文献

【日本語文献】

- 蘭信三他『帝国崩壊と人の再移動 引き揚げ、送還、そして残留』（勉誠出版、2011年11月）
- 池谷薫『蟻の兵隊』新潮社、2007年7月
- 加藤陽子『戦争の論理 日露戦争から太平洋戦争まで』勁草書房、2005年6月
- 稲葉正雄編『岡村寧次大将資料 上巻—戦場回想編—』原書房、昭和45年2月
- 今井武夫『支那事変の回想』みすず書房、1964年
- 今井武夫『日中和平工作』みすず書房、2009年
- 小林英夫、柴田善雅、吉田千之輔『戦後アジアにおける日本人団体 —引き揚げから企業進出まで』ゆまに書房 2008.3
- 厚生省援護局『引き揚げと援護30年の歩み』昭和53年4月
- 里見脩『ニュース・エージェンシー 同盟通信社の興亡』中公新書、2000年10月
- 秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』東京大学出版会、1991年10月
- 浜井和史編『復員関係史料集成』全12巻、ゆまに書房、2010年4月
- 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 昭和20年の支那派遣軍〈2〉—終戦まで』朝雲新聞社、昭和48年3月
- 増田弘編著『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』（慶應義塾大学出版会、2012年11月）
- 三好 章「新四軍東北移駐試論」『中国研究月報』（2001年2月、(Vol.55 No.2 (No.636))
- 門間理良「利用された敗者—日本軍武装解除と廻る国共両党のかけひき」（波多野澄夫・戸部良一編『日中戦争の国際共同研究 2 日中戦争の軍事的展開』慶應義塾大学出版会、2006年4月、所収）
- 米濱泰英『日本軍「山西残留」—国共内戦に翻弄された山下少尉の戦後』オーラル・ヒストリー企画、2008年6月

【中国語文献】

『何柱国将軍生平』中国文史出版社、1992年10月

蔡德金編『周佛海日記』中国社会科学出版社、1986年7月（邦訳は 村田忠禧他
訳みすず書房、1992年2月）

秦孝儀主編『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期 第七編 戦後中国（四）』
中国国民党中央委員会党史委員会、中華民国70年9月

秦風編著『民国南京1927—1949』文匯出版社、2005年1月

南京市檔案館「南京市工務局日本徒手官兵服工程処徴用及遣返日僑」（全宗号
1003-15 南京市日僑官吏所 案卷号62）、

南京市檔案館「中国戦区日本官兵善後総連絡部渉外部徴用及遣返日僑名单及来
往文書」（全宗号1003-15 南京市日僑官吏所 案卷号70）

南京市档案館編『審訊汪偽漢奸筆録』江蘇古籍出版社、1992年7月

『中国人民解放军歴史資料叢書 新四軍 文献（五）』解放军出版社、1995年3
月7頁

Summary

Early Autumn in Nanjing, 1945 —Beginning of De-mobilization

MIYOSHI Akira

In early-September, 1945, the 105 million of Japanese Army were still in Mainland China. They were under nearly full arms, because they had not been defeated by Chinese army, that is, the Nationalist army, needless to say by the Communist army. The Japanese Army, his General Headquater was in Nanjing, was under the command of General OKAMURA Yasuji (岡村寧次), and he decided to accept surrender to U.N., because Japanese Emperor HIROHITO accepted the Potsdam Declaration. General OKAMURA was a loyal and good subject to the Emperor, so he had no idea of making a deferent policy. This is the first reason why the Japanese army and Japanese residents in Central China could come home peacefully. The second reason is the good relation between Japanese Army's commanders and the Nationalist Army's. This good relation brought about early 20th century when young students such as young Chang Kai-shek (蔣介石), young He Ying-jing (何応欽) and so on studied hardly in Japanese Military Academy where their teachers or leaders were young OKAMURA, IMAI Takeo (今井武夫) and so on. After the end of war, close friendship between Japanese Army's commanders and Chinese Nationalist commanders was soonly re-formed. Nationalist treated Japanese Army as the demilitarized officers and soldiers (徒手官兵), not as prisoners. This respectable treatment surely eased the Japanese Army's feeling of great dread and antagonism in China.

In this Article, I have to stress how and why the Japanese Army and Japanese residents in Central China were able to come homeland Japan smoothly.